

や な い 警

察

署

だ

よ

り



悪質商法にご用心

県内では、

○自宅に電話がかかり、「2か月前に注文を受けた。キャンセルはできない。」などと言われ、商品を送り付けられる。

○「投資をすれば必ず儲かる。元本は保証する。」などと言われ、お金を騙しとられる。などの悪質商法事案が発生しています。

悪質業者を安易に信用しないよう、次のキーワードを参考に、被害防止に努めましょう。

う：うまい話を信用しない！
うまい話、絶対儲かる話には、必ず大きな落とし穴

そ：そうだん（相談）する！
ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談

つ：つられて返事をしない！すぐに契約しない！
悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するよう迫る

き：きっぱり！はっきり！断る！
あいまいな返事をせず、きっぱり！はっきり！断る！

不安を感じたとき、被害にあったときは

- 警察本部、警察署（悪質商法担当係）、警察安全相談係
 - 県（消費生活センター）
 - 町（消費生活相談窓口）
- 等に相談しましょう。

◆問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110 柳井警察署 ☎0820(23)0110



かしこい消費者

身に覚えのない通告メール

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

または町商工観光課

☎0820(79)1003

【相談】

「携帯電話のモバイル情報サイトの退会処理がとられていないため、登録放置の状態となっている。和解、相談希望の場合は今日明日中に連絡せよ。連絡がない場合は法的処置をとるため身辺調査に入る。」といった内容のメールが届いた。サイトを利用した覚えはないが、どうしたらよいか。

【処理】

架空請求に繋がる連絡が強く疑われるため、身に覚えのない通告や請求については、一切無視するように助言した。

【ワンポイント講座】

何らかの手段により個人情報取得し、その情報を元に、無作為に架空の通告や請求書を送りつけたり、

消費者のメールアドレスがわからなくても、同じ携帯電話会社同士であれば電話番号だけでメールの送受信が出来る仕組みを悪用してメールするものがあります。今回の相談でも、重要なお知らせにもかかわらず受取人の名前がない、具体的な内容が記載されていない、(そもそも第三者が行うと違法行為となる)電子端末発信者名義認証を行うと脅している、などの不審な点が多々見受けられました。

心当たりのないメールや郵便物が届いて不審に思った場合は、すぐに相手に連絡をとったりせず、消費者相談窓口、県消費生活センターや警察などに相談してください。